

札幌支部だより

コロナウィルスにより、
行政書士会の行事や研修の仕方も
色々変化があったびよん。
今回の会報も
コロナウィルス関連の記事が
盛りだくさんだびよん。



無料相談会について

毎月 第3水曜

011-271-0773

(要予約)

GYOSEISHOSHI GYOSEISHOSHI GYOSEISHOSHI GYOSEISHOSHI GYOSEISHOSHI GYOSEISHOSHI GYOSEISHOSHI GYOSEISHOSHI GYOSEISHOSHI GYOSEISHOSHI

1



イチイ(オンコ)

2



カエデ

3



カシワ

4



シラカバ

5



ナナカマド

6



ライラック

問題

支部内の各市で制定されている「市の木」です。
皆さんいくつ分かりますか？(答えは12ページです。)

※使用許可を得て掲載しています。転載及び複写はご遠慮ください。

目次

建設業法施行規則	2	新理事挨拶 ～就任1年を迎えて～	8
建設業相談員／建設業相談員初年度を終えて	3	テレワーク実践編 ～その可能性について～	9
コロナウィルスによる各業界への影響について	4	「行政書士による創業塾」が開催されます 令和3年 新春セミナー&新年交礼会	10
新しい生活様式と行政書士／札幌支部のコロナ対策	5	癒しのペット・動物ミニフォトコーナー	
研修実施報告	6	ちょこっと情報	11
自筆証書遺言保管制度／「デジタル遺産」ってなんのこと	7	入退会報告／編集後記	12

建設業法施行規則の一部改正について

令和元年6月に公布された「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」は、一部を除き令和2年10月1日に施行されました。

施行からすでに一定の期間が経過していますが、改めて今回の法施行で改正された点のうち、私たちの業務に関係の深い「経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有する者として国土交通省令で定める基準」の部分について見ていきたいと思います。

「経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有する者」の基準

「経営業務の管理責任者」は建設業許可申請における重要な要件の一つであり、この部分がクリアできないために許可申請を断念したというケースも少なくなかったと思います。

一時はこの部分が「廃止」になるのではないかとという情報も流れましたが、実際には「要件の緩和」というところで落ち着いたように感じられます。

それでは具体的に、令和2年8月28日に公布された建設業法施行規則の該当する部分について見ていきます。

(法第七条第一号の基準)

第七条 法第七条第一号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 次のいずれかに該当するものであること。
- イ 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者
 - (2) 建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経営業務を管理した経験を有する者
 - (3) 建設業に関し六年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者

ここは従来の経営業務管理責任者に準じたものになっています。

ただし、従来あった「許可を受けようとする建設業」と「許可を受けようとする建設業以外の建設業」の区分が廃止されています。

これまでは経営業務の管理責任者としての経験であれば「許可を受けようとする建設業」で5年以上、「許可を受けようとする建設業以外の建設業」だと6年以上の経営業務の管理責任者としての経験が必要でしたが、今回の改正では一律で5年以上に緩和されています。

「経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者」についても、その経験が「経営業務の管理」であれば「許可を受けようとする建設業」と「許可を受けようとする建設業以外の建設業」の区分に関わらず5年以上となっています。

なお「経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者」については、期間は従来と変わらず6年以上ですが、ここでも「許可を受けようとする建設業」と「許可を受けようとする建設業以外の建設業」の区分は廃止されています。

また従来は、「経営業務の管理責任者」としての個人の要件を求められており、上記イの要件はそれに該当するものでしたが、今回の改正では、組織としての経営業務管理体制を有していれば許可要件に該当することが追加されました。

ロ 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であつて、かつ、財務管理の業務経験（許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む者にあつては当該建設業を営む者における五年以上の建設業の業務経験に限る。以下このロにおいて同じ。）を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。

- (1) 建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有し、かつ、五年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者
- (2) 五年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの。

上記の（1）または（2）に該当する者を配置した場合は、「財務管理」、「労務管理」、「業務運営」について、それぞれ5年以上の経験を有する者をその補佐として配置する必要があります。

これによって、「組織としての経営業務管理体制を有している」と判断されることになります。

従来の経営業務管理責任者の基準だと、あくまでも「建設業の経営経験」のみが認められていましたが、今回の改正の上記（2）では一部ではありますが建設業以外の業種での役員等の経験が認められるようになっています。この点でも要件が緩和されています。

もちろん許可の要件として他のものもあるので一概には言えないかもしれませんが、こと経営業務の管理責任者については、門戸が広がったと言えると考えられます。

社会保険加入の要件化

さらに「建設業の働き方改革の促進」に関する改正点として、以下が定められています。

二 次のいずれにも該当する者であること。

イ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第三項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に關し、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第十九条第一項の規定による届書を提出した者であること。

ロ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六条第一項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に關し、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第十三条第一項の規定による届書を提出した者であること。

ハ 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五条第一項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に關し、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百四十一条第一項の規定による届書を提出した者であること。

これまで社会保険への加入は絶対的な許可要件ではなかったのですが、社会保険に加入すべき事業者は、社会保険に加入することが実質的な許可の要件になったと解釈されます。

冒頭でも述べましたが、上記の改正は令和2年10月1日にすでに施行されています。

しかし「何が認められて、何が認められないのか」「どんな書類が疎明書類として必要なのか」といった、具体的な運用に関する情報についてはまだ積み上げられていません。

会員の円滑な業務の遂行のためにも、その運用について注視し、情報収集を行っていかねばならないものと考えます。

建設業相談員

「建設業相談員」という事業が、支部の年間事業の中にあるのをご存知でしょうか？

知っている方もいらっしゃるかもしれませんが、「総会の議案書でしか見たことがない」という方もいらっしゃるかもしれません。

建設業相談員制度は、20年以上の歴史を持つ制度です。

この制度自体は、北海道と本会の契約に基づく本会の事業になりますが、支部の事業として位置づけられているのは、本会から各支部に対して支部ごとに業務執行責任者を置いて、各総合振興局及び振興局との間で具体的な運用について協議しながら進めていくよう求められている、という側面があるためです。

建設業相談員の具体的な仕事は、経営規模等評価申請書類（申請書および別紙等）の形式審査を行うこと。

毎年6月から10月の5か月間にわたり、定められた稼働日に振興局内に設けられた審査会場で、申請業者が提出する経営規模等評価申請の申請書を申請業者が持参した確認書類と合わせて、不備や間違いの有無をチェックしていきます。

稼働日数や人工数は各支部によって違いますが、札幌支部では毎年概ね35～40日程度の稼働日数で、30名前後の相談員が130人工程度稼働しています。

例年であれば上述のように審査会場で申請業者と直接やり取りしながら審査していくのですが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、申請業者から振興局宛に郵送された申請書と確認書類を相談員が審査会場でチェックするという方式で進めています。

やり方が例年と変わったこともあり、「例年より神経を使う」といった声が相談員から上がっています。

「不備や間違いの有無のチェック」と一口に言っても、その内容は多岐にわたります。

そのため、この事業に従事する建設業相談員は建設業に関して一定以上の知識が求められ、現在は本会で開催する養成研修を受講した後、各支部で独自に行われる研修やOJTを受け、所属支部の支部長の推薦により登録されるという仕組みになっています。

多くの相談員が口にするのは、「申請書を作るのとチェックするのは違う」「作れるからと言ってチェックできるとは限らない」ということ。

年間何十件と申請書を作成している会員でも、いざ相談員になってチェックする側に回してみると戸惑うことが多い、という話も聞いたことがあります。

申請者側とチェックする側の両方の視点を持つことによって、建設業をより深く理解できるところが建設業相談員の良いところだと話す相談員もいます。

今年度は本会で養成研修が開催される予定です。

建設業に興味のある方、建設業相談員に興味のある方はこの機会に受講されてみてはいかがでしょうか。

建設業相談員初年度を終えて

札幌支部 西本 将大 会員

建設業相談員として、令和元年度より新たに登録させていただいております。当年度は、1回の見学と、2回の執務を行いました。また、執務前の新規登録者養成研修では、先輩相談員の先生方から実践的な内容を複数回勉強させていただきました。この場をお借りして、御礼申し上げます。

経審の申請は、補助者の頃より行っておりましたが、自分以外が作成した書類を審査することへの、新たな気づきがたくさんあります。審査において特に感じるのは、申請者の書類に対する熱意（気概）です。時間をかけて準備された書類を目にすれば、必然的に力がこもります。相談員業務が、普段の業務へのモチベーションにもつながっております。

相談員1年目を終えて思ったことは、この業務の難しさについてです。ある意味で独自性を捨てて執務できるかがポイントのような気がします。「なんとかしてあげたい」という気持ちは、かえって審査に来られた方々に迷惑となります。相談員としてのポジションを把握することが、とても重要であると感じております。

これからも、審査を受ける方々が、次年度の経審に重荷を感じないよう相談員としての能力を高めたいと思います。

コロナウィルスによる各業界への影響について

コロナウィルスにより、全ての業界に様々な影響が及んだのではないのでしょうか。

今回は、コロナウィルスにより大変な打撃を受けた飲食業界と行政書士と関わりの多い住宅業界に詳しい2名の方に各業界におけるコロナウィルスの影響等について伺いました。

住環境製品取扱企業の取り組み事例

札幌市東区会社経営 S. N 様

弊社は、住宅設備機器・配管資材・建材等を扱っている卸売の会社です。仕入先であるメーカーや商社より商品を購入し、得意先である工務店・リフォーム会社・設備工事会社等に販売しており、行政書士の方とは建設業許可の更新業務でお世話になっております。

今回は、行政書士の方と関係の深い建設、住宅関連業界の一員として、新型コロナウイルスの感染拡大が私どもの業界にどのような影響を与えているのか、そしてどのような取り組みを行っているのかについて筆を取らせていただきました。

2月下旬に中国サプライヤーチェーンが新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、主要仕入先メーカーが受注停止となりました。さらに北海道独自の緊急事態宣言も重なりましたが、そんな中でも現場は動いておりましたのでこの時期は大変でした。

現在、商品の納期は正常化しつつありますが、消費マインドが落ち込んだままの状態、回復までにはさらに時間を要するものと覚悟しております。

しかし、悪いことばかりではありません。非接触で操作可能なタッチレス水栓や自宅のお風呂がリラクゼーション空間となる肩湯機能搭載のユニットバス等、今だからこそ提案したい商品も沢山あります。

危機の「危」ではなく、「機」を見る経営を意識できる時期でもあると感じている経営者は私の周りでも意外と多くいます。

2度の緊急事態宣言期間中、弊社では在宅ワークと特別有給休暇により、最少人数で業務を行ってきました。また、以前より構想していたペーパーレス化を一気に進めました。

取引先や本社機能のある拠点との打ち合わせにはZOOMを活用してリモートワーク化を進め、現在ではそのノウハウを勉強会やセミナーの参加等にも利用しています。

入手困難だったマスクはECサイトで定期的に購入し、再利用可能な布マスク・除菌スプレーと合わせて社員に配布しました。通勤では公共交通機関を利用する社員は送迎を行い、社内の気分転換も兼ねてランチを手配する等、思いついたことは直ぐに実行に移すようにしていました。最近では、デスク周りにアクリル板も設置し、継続して感染防止対策を徹底しています。

これらは弊社としての取り組みの一端ではありますが、建設、住宅関連業界ではほかにも様々な取り組みを工夫し、実施しながらWithコロナの時代に対応する企業が増えています。

私は起こること全てに意味があると考えています。今後は変化を恐れず、快適な住環境の提案・提供していくことが当社の使命であることを忘れずに、前向きにそして大切に毎日を過ごしていきたいと考えています。

飲食業界における新型コロナの影響

札幌支部 堀川 貴之 会員

昨年12月、年末も差し迫った頃に朝のワイドショーで、中国は武漢で原因不明の肺炎が流行しているとの話題を取り上げていた。私はこの謎の肺炎に罹患した中国人が春節の旅行で札幌へ押し寄せるのではないかと危惧していた。

やがて謎の肺炎はCOVID-19（新型コロナウイルス）と呼ばれるようになり、北海道では2月の札幌雪まつりを起点に感染者が増加。2月25日に緊急事態宣言が出され、外出自粛期間は5月25日まで続くこととなった。

この期間の3月、4月と言えば、すすきの歓送迎会シーズンであり、忘年会シーズンの12月と肩を並べる書き入れ時であるはずなのに、企業は集団での飲食を禁じたため、すすきのサラリーマンの姿は消え、居酒屋やスナックなどの売り上げは激減した。さらには、北海道外からの出張のサラリーマンが来ないことにより、売上減に拍車をかけた。

5月25日の外出自粛解除後、20代前半の若者を中心に客足が戻り、売上も目に見えて増え始め、街全体で復調の兆しが見えたが、7月中旬接待を伴う飲食店でコロナクラスターが発生し、再びすすきのから客が消えた。

飲食店経営者は、持続化給付金、雇用調整助成金等の公的支援と銀行からの借入で持ちこたえているが、この状態が長く続くようであれば先行きは厳しいものである。

このような中で、レストランや料理店ではテイクアウトやデリバリーに活路を見出そうという動きがあり、居酒屋やスナックなどは常連客の協力でなんとか維持している状態である。

国や北海道及び札幌市からの指導で、コロナ対策を講じる店舗も増え始めているが、密を避けるため客席数を減らさざるを得ず、ビジネスプランの見直しを強いられている店舗も多い。その一方で、一定のマニアを対象としたコアな店舗が繁盛したりと、なかなか予想のつかない状態である。

このようないわゆるコロナ禍の中で、私たちが飲食店に提供できるサービスとすると、持続化給付金や補助金、助成金の手続きのお手伝いや銀行融資のお手伝いではないだろうか。それらに加え、コロナ対策の正しい情報を伝え店舗内の感染予防策のアドバイスも飲食店からは喜ばれると思われる。

新しい生活様式と行政書士

新型コロナウイルスの影響により、感染症に対する防御策として「新しい生活様式」が提唱されております。

行政書士という業務においても、直接お客様の所へ訪問、役所回りなど、旧来の営業方法がし難い状況が続いているかと思えます。

今回は、行政書士事務所における新型コロナウイルス対策についてまとめてみました。参考にしてみてください。

①通勤、移動について

人の多い場所への出入りは、それだけ他者との接触が増えてしまうので、出来るだけ人との接触の少ない方法での通勤や移動をすることが好ましいです。

例えば、混みやすい時間帯の公共交通機関の使用を控え、時差出勤を行う、使用する場合は、会話を控える。可能であれば、徒歩や、自転車を活用するなどが考えられます。

また、誰とどこで会ったかの記録をすることは、万が一の際の助けとなります。

②お客様対応について

職業柄、お客様との接触はどうしても避けられないところがありますが、以下の方法を導入することで、少しでもリスクを軽減することができます。

- (1) ZOOMなどの非対面によるミーティング方法の積極的活用
- (2) 急ぎでない書類のやり取りはレターパックなどの郵便の活用
- (3) 直接会う場合は、マスク、フェイスシールド着用の上、飛沫対策のフィルムの設置を行うことが好ましいです。

真正面を避け、密室の場合は、こまめな換気を心掛けるなど。

③通常業務について

事務所には消毒用アルコール等の常備をしておくことが好ましいです。

こまめな手洗い、換気、身体的距離の確保。官公署への各種届け出や申請については、郵送によるか、事前に予約して行い、不特定多数の往来のある所への長時間の滞在は避けることが必要といわれています。

④接触確認アプリ「COCOA」の活用

厚生労働省より新型コロナウイルス感染者と接触したかどうかを知ることができるアプリが公表されています。登録者が増えれば精度が上がるといわれて言われていますので、これからDLしてみようとお考えの方がいらっしゃれば、下記QRコードからご自身のスマートフォンにインストールしてみてください。



Google play



App Store

参考 URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

札幌支部のコロナ対策

様々な会社や施設、官公庁などで北海道スタイル等の新型コロナウイルスに打ち勝つための対策が行われております。

札幌支部でも会員や事務局、事務局来所者の新型コロナウイルス感染症の感染予防の為に対策を行っており、その一例をご紹介します。

まず札幌支部の事務局では新型コロナウイルス感染症対策として相談用のパーティションや手指の消毒液、使い捨てマスクを用意しており、無料相談に訪れる一般の方、相談を受ける行政書士の双方が安心できるよう対策しております。

そして支部研修の際は、研修受付時に検温と手指の消毒を徹底し、席の配置や会場の大きさを考慮することで受講者の感染予防に努めております。

他にも支部の運営の為に部会等の会議の際も大人数の場合は本会の会議室を使用する等ソーシャルディスタンスに気を付けております。

このように新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を徹底させながら、引き続き支部活動、運営を行ってまいります。



手指の消毒液



相談用パーティション

研修実施報告

今年度の研修開催について（感染症対策など）

研修部長 長谷川 征輝

コロナ禍により、今年度の最初の研修は8月20日（木）と新年度から4カ月以上経過してからとなりました。新型コロナウイルス感染症の影響がまだまだ多くある中、研修会場に会員を集めての研修開催について躊躇しておりましたが、集合研修の重要性やオンライン・DVD研修の検討を行い、今般、前記のとおり研修を開催するに至りました。

研修開催時には、受講者入場前の研修部員による会場の全席・全テーブルのアルコール消毒、入場・受付時には検温・手指アルコール消毒の徹底、座席配置はソーシャルディスタンスの維持、扉や窓の開放による室内換気を徹底致しました。

このような対策を行ったうえで集合研修を開催するのは、「直接講師の熱を感じることができる臨場感」、「疑問に思ったことをすぐ講師に質問できるスピード感」、「会員同士の共に学ぶ一体感」を感じることができるメリットがあるからです。今後も出来る限りの感染予防対策を行い、支部研修を開催して参りますので、支部会員の皆様にはご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます

行政書士が携わるコロナ対策諸制度について

講師：札幌支部 長谷川 征輝 会員
札幌支部 小森 和幸 会員

令和2年8月20日（木）、札幌市教育文化会館4階講堂にて、「行政書士が携わるコロナ対策諸制度について」の研修が開催されました。研修冒頭では、前記事の対策を行ったうえで集合研修を開催するに至った説明及び支部綱紀法務部からの苦情申立事例の伝達紹介を致しました。

研修内容としては、二部構成となっており、前半では札幌支部研修部長の長谷川より、主にコロナ対策支援の取り組み方についての講義があり、このコロナ禍において市民の方々が、手続の難しさや多岐にわたる制度の理解に苦しみ、まだ多くの方々が取り組むことが出来ないでいる状況の中、我々行政書士が身近な法律家として支援することが「国民の権利利益の実現」に向かうこととなり、そのことを通じて我々の生活も潤うことになる、すなわち相互利益のお話がありました。また業際問題について、認識をしっかりと持ち、我々の業務範囲ではもちろん、範囲外の知識について修得し、それを活かして相談者に提案をしていくことが顧客満足の獲得に繋がるので、常に情報収集・発信をして頑張っていきましょう、と受講者の皆様にエールがありました。

第二部としては、札幌支部小森理事が実務的な申請について講義を行い、自らがこれまでに行ってきた多くの申請の中で気付いた注意点、より良い申請書類となるためのアドバイス等、実務に役立つ情報を受講者へお伝えすることが出来ました。

他士業やサポート会場などの存在があっても「我々、行政書士であればソレだけではなく他のことについても多角的に提案でき、お客様のお役に立つことができる」ことをお伝えできた研修となったと思います。



依頼人の終活に貢献するための生前契約

講師：札幌大通公証役場 水野谷 幸夫 公証人

令和2年9月1日（火）、札幌市教育文化会館において、「公証人研修 依頼人の終活に貢献するための生前契約」についての研修が開催されました。研修冒頭は、継続して行っている支部綱紀法務部からの苦情申立事例の伝達紹介を行い、受講者の皆様と認識を共にする機会と致しました。

研修内容は、札幌大通公証役場の水野谷幸夫公証人による任意後見契約と遺言を中心とした講演を賜り、その具体的な実務の中での死後事務委任や配偶者居住権、遺言による保険契約の変更などについて、実例を基にした実践的な講義をしていただきました。

資料においては設問が多く設けられ、こちらも実務における運用を含めた解説が載っており、講演中の水野谷公証人からのご経験談やアドバイスと併せて、受講者にとって有意義な研修となりました。

講義後は質疑応答の時間といたしましたので、多くの質問者がおりましたので、都度マイクのアルコール消毒を行うなど、最後まで感染症対策を徹底し、受講者がこれからも安心して研修に参加していただける様に新型コロナウイルス感染症予防対策についても徹底致しました。



水野谷 幸夫 公証人



自筆証書遺言保管制度

札幌支部 吉田 充 会員

平成30年7月に公布された「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が令和2年7月10日から施行され、自筆証書遺言を法務局で保管する「自筆証書遺言保管制度」がスタートしました。

今回は、この制度を実際に使ってみて感じたことを書いていきたいと思います。

・必要書類はそれほど難しくはない

保管申請時に必要な書類は、①遺言書、②保管申請書、③本籍の記載のある住民票、④本人確認書類、⑤手数料（3,900円）の5点です。

これらの書類を揃えるのに、それほどの難しさは感じませんでした。

保管申請書の様式は法務局のHPからダウンロードできます。

今回は自分の遺言書ということで、申請書は自分で記入してみました。

記入する項目は少し多いかな？と感じましたが、特別難しいところはありませんでした。

本人確認書類は、マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、乗員手帳、在留カード、特別永住者証明書のうち有効期限内のものを1点とされています。

ただ健康保険証が本人確認書類とされていないので、上記のものを持っていない場合は、マイナンバーカードの申請が必要になるのではないかと思います。

・全部自筆は意外と大変

当たり前のことですが、この制度を利用するためには自筆証書遺言がなければいけません。

自筆証書遺言のうち財産目録は別紙としたうえでタイピングやコピー等でも可であることが相続法の改正で認められましたが、その部分はもちろんすべて自筆です。

公正証書遺言でしたら公証役場でタイピングしてくれますが、内容が複雑だったり多岐にわたる場合、一文字一文字すべて自筆となるとかなり大変な作業になります。

・法務局は内容までは踏み込まない

法務局では、遺言書について形式面のチェックはされるようですが、その内容までは踏み込みません。

また内容についての相談やアドバイスにも応じてくれないそうです。

法務局としては、「あくまでも遺言書を保管するだけ」というスタンスを取っているように感じられました。

この制度を利用すると、形式不備の心配や紛失・改ざんの心配がなく、相続開始後の検認も不要になります。

これらは従来自筆証書遺言のデメリットとされていましたが、それが解消されています。

その点では、良い制度であると思いましたが、相続における遺言書の活用について新たな扉が開かれたようにも感じました。

しかしその一方で、「すべてを自筆で書く」ということに関する負担感は大きいとも感じました。

メリット、デメリットを見極めながら、公正証書遺言と自筆証書遺言のどちらがお客様にとってより良い選択になるかを考えながら業務を進めていく必要があると思いました。

「デジタル遺産」ってなんのこと？ ～気をつけたい！！デジタル時代の資産承継～

札幌市社会福祉協議会が毎月第4水曜日に開催しています「わたしの生き方セミナー」いつまでも自分らしく～終活2020～にて、当支部の吉田充会員が令和2年9月23日に講師を務めました。

テーマは「デジタル遺産」と「デジタル終活」。中年には若干抵抗のあるかもしれない分野ですが、専門用語をできるだけわかりやすく話す講師の説明に皆さん軽く頷きながら聞いていました。

セミナーは行政書士業務の説明から始まり、財産額別遺産分割事件数などデータを示しながら相続の現状解説と続けました。図表を使用している法定相続分や相続の順番なども分かりやすく、また年齢階層別インターネット利用率（2018年）は50～59歳代で93%、60～69歳代では76%、70～79歳代では51%、となっていること、推察では日本の70歳代以上の死亡者のうち、約30万人がインターネットを利用し、そのうち約23万人がSNSを利用していたことになるそうです。◆見つけにくい◆実態を把握しづらい◆機器操作が難しいことがデジタル遺産の問題点のようです。

事例紹介の後、今日からできる「デジタル終活」では◆アカウントの把握と整理◆少なくともPCやスマホを開けられるようにと締めくくりました。受講者からの質問は法定相続分についてやエンディングメモの書き方など多岐にわたっていて、コロナ禍もあり、参加者は少なかったものの、充実した時間となりました。



札幌市社会福祉総合センター 4階大研修室

デジタル遺産	デジタル遺品
・金融資産（預貯金、仮想通貨、有価証券、FX取引など） ・プロバイダー（通信事業者）契約 ・オンラインサービス（総合サービス、会員制サービスなど） ・ITサービス ・ポイント、マイレージ	・電子メールデータ ・SNS上のデータ ・自作データ、入手データ（自作の文書や電子書籍、写真、イラストなど） ・知的資産（創作物、論文、デザイン、機密資料など）

新理事挨拶 ～就任1年を迎えて～

研修部 嶋村 卓也 理事

札幌支部研修部の担当を仰せつかって一年が過ぎました。初めて理事をさせていただきまして至らない点多々あったかと思います。ご指導ご鞭撻をいただきました酒匂支部長をはじめとする理事の皆様、そして何よりも研修受講者である支部会員の皆様に厚く御礼申し上げます。

本会の方でも研修運営に携わらせていただいておりますが、それぞれの良い点を活かして、研修を通じて得られるものが多いなと皆様に思っていただけに頑張ってまいりたいと思います。

研修部においては、長谷川部長と三國副部長には不慣れなところにはアドバイスを、打ち合わせなどでは提案がし易く自由闊達な議論ができるようにご尽力をいただいております。とてもやりやすく支部会務をさせていただいております。折からのコロナ禍で予定の変更を余儀なくされてきましたが、先の見えないときだからこそ、出来ることの中でより良いものを実施していけるようにこれから前向きに活動してまいります。

業務企画部 深林 恭広 理事

業務企画部担当理事の深林恭広と申します。昨年6月に札幌支部理事を拝命し、1年が経過しました。業務企画部では主に民泊窓口相談員業務を担当しています。

札幌市の民泊総合窓口相談員を常駐させるというこの受託業務は、相談員を担当していただく支部会員の皆様をはじめ、多くの方々のご理解とご協力をいただき、2年目に入りました。相談員の確保等の課題はあるものの、今年度に入ってから比較的安定した窓口運営を実施できているように思います。

研修等では、参加される支部会員の方々が真剣に受講されている様子を目の当たりにし、私自身も業務拡大のために自己研鑽に努めなければならないという思いを強くいたしました。また理事会等の会議においては、その協議内容や支部の財務状況を知り、札幌支部がいかに大きな支部であるかを実感しました。

会務の負担は少なくありませんが、支部会員の皆様に対して恥ずかしくないよう、残りの任期を全うしたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

総務部 佐藤 朋子 理事

総務部の佐藤朋子です。私は、2年半前に行政書士登録をしました。実は、理事として関わらせていただく前は、いろいろ届く案内が北海道行政書士会の活動なのか札幌支部の活動なのかさえ、区別がついていませんでした。自分たち会員の声がどこからどうやって会の活動に反映されるのか、一体、会の活動って何をやっているのか、それもよくわかっていませんでした。

そんな私ですが、昨年より一年間、総務部理事として活動させていただき、諸先輩方が、私たち行政書士がいかに仕事をしていくかを考え、会員同士の交流や研修、情報提供などのたくさんの活動を手掛けていることを知りました。

今年は、コロナ感染症拡大により、例年通りに活動ができない状況ではありますが、どんな時でも、私たち会員にとって必要なことが何かを考えながら、前例踏襲とならないよう微力ではありますが、精一杯、活動を進めていきたいと思っております。どうぞ宜しくお願いいたします。

監察広報部 横内 哲也 理事

昨年、監察広報部理事に就任いたしました横内哲也と申します。早いもので、札幌支部運営のことは何もわからず就任し、振り返りますとちょうど1年が経ちました。不慣れな中、理事活動ができるのも、札幌支部会員皆様のおかげと感じております。

これまでの活動として、主に年4回発行の支部だより編集作業と支部ホームページの新着情報の更新作業を行ってきました。支部だよりの編集作業では、編集部内での情報共有やチームワークの大切さを学ばせていただきました。互いに協力し合う支部だよりの記事作成や校正作業は、自分自身にとって貴重な経験となっております。また、支部ホームページの作業におきましては、慣れないワードプレスと苦闘しながら、行政書士関連報を発信させていただきました。

引き続き、支部理事の責務を理解しつつ、楽しみながら支部会員の皆様に有益な情報提供できるよう努めて参りたいと思いますので、皆様どうぞ宜しくお願い致します。

テレワーク実践編 ～その可能性について～

本誌前号（第157号）で、テレワークやWEB会議についての紹介がありました。

今号では、実際にテレワークやWEB会議をやってみて感じたメリットやデメリット、その可能性について書いていきたいと思います。

①まずは導入 ～システム選びと機材～

いざ「テレワークを始めよう」と思っても、何から手をつけたらいいのかわからないという人も多いのではないかと思います。

現在、大小合わせて20種類以上のテレワークやWEB会議に適したサービスが展開されており、その種類の多さが逆に「どれを使えばいいのか？」という悩みを生み出していると考えられます。

実際にはどのサービスも一長一短があり、「これ！」というものが無いというのが現状です。

システムの選び方としては、「無料か？有料か？」「一度にアクセスできる人数は？」「画面共有はできるか？」「バーチャル背景は使用できるか？」「チャット機能はあるか？」といったところがポイントになるかと思います。

WEB上には、複数のシステムの機能等を比較した一覧表を提示しているサイトもありますので、「自分がどのように使うのか？」を考えながら参考にされてみてはいかがでしょうか？

次に機材の問題。

「カメラ、マイク付き」のIT機器もありますが、それらが付いていなかったり、その片方しか付いてない機器もあります。

また、最初から機器に付いているカメラやマイクだと、どうしても性能が低く、画像や音声に不具合が出がちという声もあります。

そういった場合は、新しく機材を購入する必要があるかもしれません。

緊急事態宣言でテレワークやリモートワークが叫ばれるようになった頃は、家電量販店からこうした機材が消えて品薄になっていましたが、最近は品数も戻ってきているようです。

ここでもやはり「自分がどのように使うのか？」ということ念頭に、どの程度の品質の機材が必要かということを検討していく必要があります。



②実際に使ってみての感想 ～使い方は様々ですが…～

こうしたテレワークの主な使い方としては、お客様との打ち合わせや会議、オンラインセミナー等の受講や開催などが挙げられます。

お互いに訪問したりされたりして顔を合わせて話していたお客様との打ち合わせが、画面越しに話すようになると、「味気ないんじゃないか？」とか「ちゃんと伝わるのか？」という心配も出てくるかもしれません。

しかし実際にやってみると、事務所だったり会社だったり自宅だったりといった「自分の慣れた場所」でのやり取りになるので、お互いにリラックスして胸襟を開いた話ができたのではないかと思います。

また画面共有機能を使って実際に書類を作る（作り込んでいく）過程をお客様に見てもらったり、チャット機能を使ってその場で書類データをやり取りして確認作業を行ったり、お客様に準備して欲しい書類等を画面越しに確認して「これかい？」「いや、それじゃなくて〇〇という書類です」みたいなやり取りができたりして「意外と便利」と思う場面もありました。

他にも会議やオンラインセミナーの受講では、時間や空間（距離）の制約がなくなり、スケジュールの手間や遠隔地からの参加、東京、大阪など本州の大都市圏で開催されるセミナーや勉強会の受講も可能になりました。

しかしこうしたメリットの一方で、システムのセキュリティの問題であるとか、実際に顔を合わせることで醸成される空気感が作りにくい、通信環境によって画像や音声に乱れが出る、顔や上半身しか映らないので、身だしなみが甘くなりがちといったデメリットも感じられました。

③まとめ ～コロナ時代の必須スキルになるか？～



医療関係者の不断努力などもあり、いわゆる「第1波」と言われた時期に比べれば多少穏やかに推移しているかに見える新型コロナウイルス感染症ですが、未だ収束が見えないというのが現状です。

そんな中、3密を避ける「新しい生活様式」を体現できるテレワークは、今後の産業社会の中で重要な位置を占めていくのではないのでしょうか？

導入の難しさ、煩雑さを始めとしたデメリットも様々あるとは思いますが、今後新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束に向かえば、かつてのような対面でのやり取りが主流になる状況に戻るかもしれません。

しかし、対面のやり取りにはないメリットも併せ持った、テレワークという手段やツールを使える、使いこなせるようになることは、アフターコロナ、withコロナと言われる時代にあっては、一つの武器になる可能性を秘めたもの、と言えるのではないのでしょうか？

「行政書士による創業塾」が開催されます

令和2年11月14日（土）より、北海道行政書士会札幌支部主催（共催：札幌市）の「行政書士による創業塾」が開催されます。

「行政書士による創業塾」は、札幌市の特定創業支援等事業の一つとして北海道行政書士会札幌支部が運営する創業支援プログラムで、今回で3回目の開催になります。

札幌市内で創業を予定されている方に、行政書士会だからこそできる法律、許認可、補助金・助成金申請、記帳会計、マーケティング等、創業やその後の経営に必要な知識を網羅的に学んでいただけるプログラムとなっています。

またこの創業塾は、札幌市の特定創業支援等事業なので、創業時に会社設立時の登録免許税の軽減を始めとした様々な制度上のメリットが受けられます。

会員の皆さまのお客様に、起業、創業、会社設立を目指す方がいらっしゃいましたら、ご案内されてみてはいかがでしょうか？

詳しくは、本誌同封のチラシをご覧ください。



令和3年 新春セミナー&新年交礼会



令和3年札幌支部新春セミナー&新年交礼会を、
下記のとおり予定しています。

日 時：令和3年1月7日（木）
新春セミナー：15：00～17：00
新年交礼会：17：00～19：00
場 所：ロイトン札幌（北1西11）

詳細は、ホームページ、かわら版等でお知らせします。
皆様のご参加をお待ちしております。
（状況により、開催されない場合があります。）



癒しのペット・動物ミニフォトコーナー



【札幌支部】今井 真由美 会員

Q1. お名前など教えてください。

名前は、茶トラ短毛「レオ」(右)・茶トラ長毛「仁」(左)で、共に推定4才の男の子です。
保護猫の里親募集で出会いました。

Q2. 大好きなポイントやカワイイところを教えてください。

レオはマイペースな性格で、
仁は私から離れずベッタリで身辺警護猫と別名呼んでいます。
レオと仁はとても仲良しなので、心がほっとします。

Q3. レオちゃんと仁くんに関わりたい一言をお願いします！

レオと仁は、私の生活の支えです。
我が家の家族になってくれて、ありがとう。
我が家の家族になって良かったと思えるような飼い主になりますね。



右レオ 左仁

【札幌支部】五十嵐 拓也 会員
五十嵐 友紀子 会員

Q1. お名前など教えてください。

(左)ノエ。7歳の女の子です。カラスに襲われているところをお父さんに助けてもらいました。
(右)テオ。3歳の男の子です。
お姉さんに新冠から連れてきてもらいました。

Q2. 大好きなポイントやカワイイところを教えてください。

ノエは、名前を呼んだら返事をして振り向くところが可愛いですね。
テオは、なでるととても大きなゴロゴロを発するところですね。
ノエは私に、テオは妻に懐いています。

Q3. ノエちゃんとテオくんに関わりたい一言をお願いします！

お互いもう少し仲良くしてください。
そしてご飯は、お互い自分のを食べてください。



右テオ 左ノエ



ちょこっと情報

・お得なマイナポイント

国の消費活性化策の一つとして、マイナンバーカードを活用した、マイナポイント事業が実施されます。これは、好きなキャッシュレス決済サービスで使えるポイントが上限5,000円分もらえるお得な制度です。

最新情報および詳細は



総務省 マイナポイント事業

検索

・建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部改正

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律及び建設業法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、並びに建設業法及び建設業法施行令の規定に基づき、同法を実施するため建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令が令和2年8月28日に公布されました。

最新情報および詳細は



建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部改正

検索

・解体工事業の技術者要件に係る経過措置の終了

平成28年6月1日時点で現にとび・土工工事業に関し技術者要件を満たす者（経過措置技術者）は、令和3年3月31日までの間に限り、解体工事業に関する技術者とみなすこととされていましたが、この経過措置は令和3年3月31日で終了し、経過措置技術者は、同年4月1日以降、解体工事業に関する営業所の専任技術者又は工事現場における主任技術者等となることができなくなります。

最新情報および詳細は



北海道 解体工事業 経過措置

検索

・GoToトラベルキャンペーン

国内旅行を対象に宿泊または日帰り旅行代金の50%を支援する観光支援策として、支援額のうち、①7割は旅行代金の割引に、②3割は旅行先の対象店舗で使用できる地域共通クーポンとして付与します。支援額の上限は、1人1泊あたり2万円、日帰り旅行については1人1万円で、連泊制限や利用回数の制限はありません。

最新情報および詳細は



GoToトラベルキャンペーン

検索

・家賃支援給付金の申請がはじまりました

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を支えるため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金が支給される家賃支援給付金の申請が開始されました。法人で最大600万円、個人で最大300万円のものとします。

最新情報および詳細は



経産省 家賃支援給付金

検索

・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金

令和2年度の国の補正予算において、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療施設・介護施設等の体制整備等について、都道府県との取組を包括的に支援するため、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」が創設されました。

最新情報および詳細は



北海道 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金

検索

・「また来てさっぽろ なまら当たるキャンペーン」実施中

札幌市国内観光プロモーション実行委員会では、市内宿泊事業者団体等と協力し、令和2年9月1日から12月31日まで「また来てさっぽろ なまら当たるキャンペーン」～2万名様に当たる！泊って、当てて、また来よう！～を実施しています。期間中、札幌市内（定山溪温泉含む）の対象宿泊施設に泊まると、宿泊した施設にもう一度泊まれる「宿泊補助クーポン1万円分」が2万名様に当たるキャンペーンです。

このキャンペーンでは、札幌の観光振興を目的として利用者への応募を呼び掛けるとともに、現在参加を希望する宿泊施設の募集も行っています。

最新情報および詳細は



また来てさっぽろ キャンペーン

検索

入退会

●入会しました

(入会年月日)	(会員番号)	(氏 名)	(事務所)
1 R2.5.15	6013	高岡 邦博	北・東 区 2
2 R2.5.15	6014	櫻井 恵介	中・中央 区 2
3 R2.5.15	6018	大内 亮	中・中央 区 3
4 R2.5.15	6019	佐藤 弘	東・豊平 区 3
5 R2.5.15	6020	野田 淳	北・北 区 1
6 R2.6.15	6021	和泉 利之	北・手稲 区
7 R2.6.15	6022	清水 崇臣	中・中央 区 3
8 R2.6.15	6025	西尾 眞一	北・東 区 3
9 R2.6.15	6026	吉田 政展	中・中央 区 3
10 R2.6.15	6027	井内 俊文	北・北 区 1
11 R2.6.15	6029	泉 優花	北・東 区 2
12 R2.6.15	6031	石塚 幸孝	北・北 区 2
13 R2.6.15	6034	伊藤 昭弘	南・清田 区
14 R2.6.15	6035	浦崎 章	南・清田 区
15 R2.6.15	6036	山口 晃次	北・北 区 1
16 R2.7.1	6038	武田 一貴	南・南 区
17 R2.7.1	6039	五十嵐 博幸	東・豊平 区 3
18 R2.7.1	6042	伊東 祐生	中・中央 区 北4
19 R2.7.1	6043	相川 浩巳	南・厚別 区
20 R2.7.1	6044	石井 ヨリ子	南・厚別 区
21 R2.7.1	6046	佐竹 泰典	中・中央 区 5
22 H27.12.1	5590	小笠原 宏(空知から移転)	中・中央 区 5
23 R2.8.1	6047	熊谷 要治	南・清田 区
24 R2.8.1	6048	中居 麻紀子	南・千歳 区
25 R2.8.1	6051	工藤 正幸	北・東 区 3
26 R2.8.1	6052	大沼 宏	中・西 区 2
27 R2.8.1	6053	佐藤 博嗣	中・中央 区 2
28 R2.9.1	6056	村井 雅子(富川雅子)	北・東 区 1
29 R2.9.1	6057	鈴木 久欣	東・豊平 区 1
30 R2.9.1	6058	佐藤 洋輔	中・中央 区 1

●退会しました

(退会年月日)	(会員番号)	(氏 名)	(事務所)
1. R2.5.31	5973	福田 直紀	北・北 区 1
2. R2.6.30	5406	富舛 和夫	北・手稲 区
3. R2.7.15	5568	守屋 信男	中・西 区 2
4. R2.7.31	3983	佐藤 博	中・中央 区 3
5. R2.8.1	4778	林 雄三	北・東 区 2
6. R2.8.1	2307	稲野 陽子	中・中央 区 3
7. R2.8.18	5680	村田 幸治	東・豊平 区 3
8. R2.8.31	4792	早坂 福芝	東・豊平 区 3

現在の会員数 1012名、法人19 令和2年9月30日現在

編集後記

今回はコロナウィルスによる影響について、住宅設備機器等の卸売の会社の方に記事をお願いしました。他にも様々な業界の方のお話を伺いましたが、各企業でできることを工夫して実践していました。打合せもウェブで行うことが多くなり、ズームを頻繁に使うようになりました。

(高橋 花)

新型コロナウイルスで開催が中止・延期されていた研修会が、少しずつ開催されるようになってきました。研修会場での検温・アルコール消毒、参加人数制限、受講者同士の距離を保つ、会場方式とオンライン形式の併用など、各研修で新型コロナウイルス対策が取られています。このような対策と工夫のおかげで、安心して研修受講できるようになりました。

(横内哲也)

肌寒い日が増えてきました。そんな日は可愛い犬や猫で暖を取ることが癒しになりますね。ちなみに犬の平熱は38度から39度とされています。我が家の可愛い犬もふかふかのほっかほかでいい感じで癒されます。それはさておき、今号は可愛い猫の写真が載っています。ぜひ開いてみてください。猫でも暖を取りたいなあ！

(藤岡利昭)

札幌支部の会員が1000人を超えたと聞き驚いています。不思議なもので、人数が増えれば増えるほど連帯感のようなものも反比例するように薄くなることがあります。こんな時ではありますが、本会や支部のイベントなどがあつた際には、ぜひご参加いただき、一人でも多くの皆様にお会い出来たらいいなと思っています。

(渡部隆太)

最近インターネットと距離を置くように心掛けています。もちろん必要なときはつなぐのですが、何となくつないでいる…ということを経験すると、本を読む時間が増えたり、マイナスの情報が入ってこないで心が安定したりと、意外といい感じですよ。こんなご時世だからこそ、ちょっとだけネットから離れるのもいいかもしれませんね。

(吉田 充)

ペット・動物の写真募集

札幌支部までメールまたは郵送で以下の事項を記載の上、写真をご送付ください。

- ①撮影者および応募者氏名
- ②エピソード・キャプション
- ③撮影したペット等の名前
メール gyoseisapporo@mti.biglobe.ne.jp

お願い

研修等のご案内について、はがきでのご案内を メール・FAXにての対応に順次変更して参ります。変更が可能な方は支部事務局までお知らせください。皆様のご協力をよろしくお願い致します。

表紙の解答

- ①イチイ(オンコ): 恵庭市 ②カエデ: 北広島市 ③カシワ: 石狩市
④シラカバ: 千歳市 ⑤ナナカマド: 江別市 ⑥ライラック: 札幌市

札幌支部だより 北海道行政書士会札幌支部 第158号 2020年10月28日発行

発行人 酒匂 桂子 編集責任者 越智 敦子 編集長 吉田 充

発行所 北海道行政書士会札幌支部
札幌市中央区北1条西8丁目
丸二羽柴ビル4F

TEL (011) 271-0773

FAX (011) 271-6126

メールアドレス gyoseisapporo@mti.biglobe.ne.jp

印刷所 株式会社 松寿
東京都文京区小石川2-1-13-702
TEL (03) 3830-0568

頒 価 500円(送料込)

ホームページ http://gyosei.s93.xrea.com